

看護師の特定行為研修についてのお知らせ

西別府病院は、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号及び第4号に則り、厚生労働大臣に指定された特定行為研修の指定研修機関（指定研修機関番号：2544007）です。当院において、特定行為が実践できる看護師の育成（実習）を行って参りますので、皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 特定行為とは

看護師が実施する医療行為（診療の補助）のうち、実践的な理解力、思考力、判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38の医療行為を指しています。

2. 特定行為研修とは

特定行為が実践できる看護師を育成するために、厚生労働省が定めた要件（指導体制、医療安全体制等）を満たした指定研修機関で行われる研修です。臨床での実習の前には、実技試験を行い合格することが求められており、医療安全体制には万全を期して行います。

当院では、令和7年5月に呼吸器関連（長期呼吸療法）の特定行為「気管カニューレの交換」の研修を開始し、医師による指導の下「気管カニューレの交換」の実習を行います。

研修生による気管カニューレ交換に同意されない場合は、お申し出ください。なお、同意がいただけない場合も、その後の診療にはなんら不利益は生じませんのでご安心ください。

特定行為・特定行為研修について、ご質問やご意見がある場合、遠慮なく病院職員にお申し出ください。また、院内の医療相談窓口でもご質問やご意見をお受けしておりますのでご利用ください。



独立行政法人国立病院機構

西別府病院

【問い合わせ・相談窓口】
国立病院機構 西別府病院
医事 医療相談窓口
担当者：専門職 高比良多朗
TEL：0977-24-1221
（対応時間：9:00～17:00）